

# いいの事務所 ニュース

Iino Management &amp; Labor Consulting Office

2015/11/10

VOL.57

## ● 今年4月から6月に1921事業所の労基法違反を摘発

厚生労働省は、平成27年4月から6月までに2,362事業場に対して労働基準監督署が実施した「長時間労働が疑われる事業場」に対する監督指導の実施結果を公表しました。

この監督指導は、「1か月当たり100時間を超える残業が行われたとされる事業場」や、「長時間労働による過労死などに関する労災請求があったすべての事業場」を対象としています。

この結果、4月から6月に監督指導を行った2,362事業場のうち、全体の81.3%に当たる1,921事業場に『労働基準法違反』が認められ、62.6%に当たる1,479事業場で『違法な時間外労働』が確認され、是正・改善に向けた指導が行われています。

厚生労働省は今後も引き続き、長時間労働の削減に向けた積極的な対応を行っていくとのことです。

- 1 実施件数 2,362件
- 2 労働基準関係法違反数 1,921件 (81.3%)

主な違反事項

## ● 11月は「過労死防止月間」です！

過労死等防止対策推進法では、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めており、厚生労働省では、過重労働などの撲滅に向けた取組を推進する「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施することとしています。キャンペーン期間中は、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導を重点的に実施することです。特に、監督の対象とする事業場等として以下の事業場が挙げられています。

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等。
- ② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等。

なお、監督指導の結果、法違反の是正が図ら

- ①違法な時間外労働 1,479件 (62.6%)
- ②賃金不払残業 252件 (10.7%)
- ③過重労働による健康障害防止措置未実施 406件 (17.2%)

引き続き、労働時間に関連する違反件数が多いようです。労働時間の違反とは、36協定の届出がないまま、時間外労働を行わせているまたは、36協定の限度時間を超える時間外労働を行わせているものをいいます。

なお、使用者が労働時間を適正に把握しているかどうかを確認するための監督指導が行われており、適正に把握できていないと「475事業場」に指導票が交付されています。これを見ると自己申告制による場合に指導をされているケース（382事業場）が多くなっています。自己申告制による場合であっても、適正な労働時間の把握は使用者の義務となっています。つまり、適正な労働時間が申告されるよう労働者を指導する必要があるのです。

れない場合は、是正が認められるまで、ハローワークにおける職業紹介の対象としないとしています。

また、「過重労働解消キャンペーン」に当たって、重点的に確認する事項としては、以下のものが挙げられています。

- i 時間外・休日労働が36協定の範囲内であるかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。
- ii 賃金不払残業がないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。
- iii 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導。
- iv 長時間労働者については、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導。

なお、監督指導により重大・悪質な違反が確認された場合は、送検・公表となっています。

## ● 「ブラックバイト」厚生労働省が初の調査を実施

学生アルバイトの実態を把握することを目的として、厚生労働省が調査した結果が公表されました。調査は、全国の18歳から25歳の大学生や専門学校生に実施し、週1日以上、3か月以上のアルバイト経験がある1,000人からの回答を

まとめたところ、全体の60.5%が「勤務先で労働条件を巡るトラブルがあった」と回答しています。なお、大学生がアルバイト先で経験した主なトラブルの内容は以下の通りとなっています。

- ▶ 労働基準関係法令違反の恐れがある
  - 準備や片付けの時間に賃金が支払われなかった 13.6%
  - 1日の労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかった 8.8%
  - 実際に働いた時間の管理がされていなかった 7.6%
  - 時間外労働や深夜労働の割増賃金が支払われなかった 5.4%
  - 残業分の賃金が支払われなかった 5.3%
- ▶ その他
  - 採用時に合意した以上のシフト勤務を入れられた 14.8%
  - 一方的に急なシフト変更を命じられた 14.6%
  - 採用時に合意した以外の仕事をさせられた 13.4%
  - 一方的にシフトを削られた 11.8%
  - 給与明細書がもらえなかった 8.3%

## ● 「マイナンバー詐欺」ご注意ください

いよいよ、マイナンバーがお手元に届き始めているようです。早速、郵便局の誤配達や詐欺等の犯罪も発生しているようで注意が必要です。

まず、自分が知らない人にマイナンバーを伝える必要はありません。ましてや、電話でマイナンバーについて答える必要も、お金を振り込む必要も一切ありません。このような問い合わせがあれば、「詐欺行為」である可能性が高いので要求には一切応じないでください。

マイナンバーは、「簡易書留」で送られてくるため、従業員の方が受け取れないケースも考えられます。この場合は、「不在通知」が投かんされます。郵便局では1週間保管されます。再配達先に勤務先を指定することも可能となっていますので、必ず保管期間中に受け取るよう従業員の方に

ご案内下さい。なお、保管期間中に受け取れないと市区町村に返送・保管されることになっています。この場合、身分証明書などを持参のうえ来庁すれば発行されます。

また、従業員の方に「通知カード」を受領後、速やかに「個人番号カード」を申請して頂けるようご案内ください。申請は任意とはなっていますが、「本人確認書類（身分証明書）」として利用できるだけでなく今後は、e-Taxでの利用等用途が広がることが予想されます。

個人番号カードの申請は、**無料**で郵送またはオンラインにより申請し、2016年1月以降、ご本人が市区町村の窓口で受け取ることとなっています。

## ● お知らせ

近日出版予定

『職場のトラブル 解決のヒント』（仮題）ギャラクシーブックス

多くの労働者にとって、人生の中で最も長い時間を過ごす“職場”。労働者が“職場”で過ごす時間を楽しめなければ企業も力を発揮できません。労働者が“職場”を楽しむために必要なポイントを労働契約・労働時間管理・ハラスメント・人材活用を切り口に社会保険労務士業界 24年の経験から解説しています。